

(第一類 第二号)(附属の一)

第三回國會 衆議院 人事委員会労働委員会連合審査会議録第三号

昭和二十三年十一月十六日(火曜日)
午前十一時二十九分開議

出席委員
人事委員会
委員長 角田 幸吉君
委員 木村 公平君 理事赤松 勇君
理事佐佐木 貞太郎君 理事玉井 祐吉君
根本龍太郎君 島上善五郎君
前田 種男君 松澤 兼人君
高橋 順一君 長野重右エ門君
船田 亨二君 松本 瀧藏君
水野 實郎君 徳田 球一君
労働委員会
委員長 綱島 正興君
委員 尾崎 末吉君 理事山下 榮二君
理事川崎 秀二君 理事中原 建次君
倉石 忠雄君 松崎 朝治君
亘 四郎君 久保田鶴松君
辻井民之助君 安平 鹿一君
山花 秀雄君 秋田 大助君
中曾根康弘君 赤松 明勲君
出席國務大臣
内閣総理大臣 吉田 茂君
大蔵大臣 泉山 三六君
労働大臣 増田甲子七君
出席府政委員
臨時人事委員長 淺井 清君
臨時人事委員 山下 興家君
総理府事務官 岡部 史郎君
法務府事務官 高辻 正巳君

○角田委員長 これより人事委員会労働委員会連合審査会議録第三号

○川崎委員 昨日の委員会におきましても、委員の多数の方から要望されま

○増田國務大臣 川崎君の御要望の資料は、できるだけ急速に収集いたしまして、お手もとに届けたいと思いま

○川崎委員 労働大臣にお伺いをいたしたいことは、民自党はその政策の重

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

労働委員会連合審査会を開きます。前会に引続き國家公務員法の一部を改正する法律案を議題として質疑を継続いたします。川崎秀二君。

○川崎委員 昨日の委員会におきましても、委員の多数の方から要望されま

○増田國務大臣 川崎君の御要望の資料は、できるだけ急速に収集いたしまして、お手もとに届けたいと思いま

○川崎委員 労働大臣にお伺いをいたしたいことは、民自党はその政策の重

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

かないと、十分なる審議を継続することとができないのではないかと、かように考えるのであります。

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 労働大臣にお伺いをいたしたいことは、民自党はその政策の重

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

どのような構想をもつてこの問題に對延されるつもりであるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 労働大臣にお伺いをいたしたいことは、民自党はその政策の重

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

る。しかも予算の増加を阻止すること

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 労働大臣にお伺いをいたしたいことは、民自党はその政策の重

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

○増田國務大臣 川崎君の御質問にお答え申し上げます。行政整理を大幅に

○川崎委員 少しく明瞭な行政整理を行わなければならぬではないか。一割五

るのか、非現業官廳だけのことであるか。それからもう一つお伺いしたいことは、年度内において、すなわち昭和二十三年計年度において、このことを実施する方法で対処をされておられるのか。伺いたい。

○増田國務大臣 お答えを申し上げます。今私が申し上げましたのは、四十万の定員を持つて非現業公務員のことを申し上げたのでありまして、現業関係は、これは申し上げませんでしたが、御承知の通り、百万余の現業官吏がございます。鉄道について私多少経験も持つておりますが、これは昭和十三年度の輸送力と、現在の輸送力とほとんど同じである。しかるところ昭和十三年度は二十七万で足りたものが、現在では二倍以上多いというようなことを聞きます。これをすぐ二十七万台にするとか、あるいは四十万台にするというようなことは、なか／＼むずかしいことであると思つておりますが、われ／＼の目標は、やはり輸送力に應じて、従来これだけの人員が要つておつたものならば、現在の輸送力は、やはり比例的増加はございまいやうが、輸送力に應ずる人員というものがあつたのでございまして、そういうわけで整理をいたして参りたい、こう存じております。

○川崎委員 三割は非現業官廳の關係であると言われることで、私が今質問しようとした点と多少食い違つて参つたのでありますが、非現業官廳の人員を三割程度やるといふことは、すでにわれ／＼の政見でも考へておつたことで、漸次これは段階的にやらなければいかぬということを考へておつた。しかし三割程度の人員の整理をする。ま

た現業官廳においても多少人員の整理を行うという事になつて参ります。いよいよこれは相當な程度に於ける人員の整理にも結局は及んで来るのではないかと。非現業官廳の三割では、今四割八分から五割あるところの予算人員と実人員との開きには、何ら直接には影響がない、というお答えではありますけれども、これを天引きに三割やるといふことになる、ある官廳においては、やはり相當の犠牲を出さなければならぬのではないかと。そういうような事態も、起つて来ると私は思ふ。そういうような場合において一体政府は失業対策についてどういふような構想を持つてゐるのか。ひとり行政整理の問題だけではなしに、自然に民間企業の合理化といふことも並行して行ななければ、日本は將來國際經濟に健全な企業態勢のもとに参加し、日本の貿易を振興することはできない、といふことは、各方面の議論の一致してゐるところであると思ふのであります。その際において失業対策を十分に整えることなしに、行政整理並びに企業整備を断行するといふことになるかと、ここに大きな社会不安が起つて来ると思ふのであります。失業保険法の実施以來、最初のうちは非常に受取人が少なくて、實際には潜在失業者といふものは相當あるにもかかわらず、失業保険を受取る者は少かつた。しかし近來においては非常にこれが増大して来たといふことは、いよいよ潜在失業者が顕在失業者に轉化して来た証拠であると思ふのであります。行政整理をそのように強力に行うといふことに相なりましたあかつきにおいては、失業対策といふものに対しては、どのよう

な具体的な構想を持つておられるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。行政整理をした場合に、整理の対象となつた人に対する失業対策がいかにいかに御質問でございしますが、まず第一にわれ／＼が考へてゐる失業対策といたしましては、役人を一應やめてもらひましては、休職といたしまして、一年ないし一年半くらいは現給を支給する。役所へ出て来ないでもよろしいといふような立場をとらせるだけでありまして、その間において大いに轉職といふことについてはあつせんいたしたいと存じております。親心を持つて十分公務員たりし者を保護するといふことは考へております。

それから一般産業合理化に伴つて失業群が出るであらう、あるいは流通秩序の確立に伴つて、現に御承知のごとくだん／＼顯在失業者と潜在失業者の数があつて来ております。これらの者に対しては、私の所屬する政見として、たしましては、御承知の通り積極的の受入れ対策を講じたい、すなわち公共事業にいたしまして、電源の開発だとか、あるいは交通網の拡充整備だとか、あるいは各方面の積極的の受入れ態勢を、大いに整備すべきものであると考へております。社会政策としての失業保険なり失業手当等は消極的である。もちろんその受入れ態勢は必要であります。社会政策といふところにすぐ飛び込むことはやはり第二段の考へで、消極的なものであるといふふうに考へております。その中間におきまして労働需給の結合、いわゆる職業安定の仕事につ

ては皆さんと協力して、全面的の努力をいたしたいと存じておる次第でございます。なおこまかい点はお尋ねに應じてお答え申し上げます。

○川崎委員 今失業対策について御答弁があつたのでありますが、きわめて抽象的でありまして、この程度ならば私は別にお伺いをいたしたくなかつたのであります。私はむしろ建設的な意見として、失業対策については、本年度から來年度にかけては、相当追加予算並びに來年度の予算全体を通じて、組み得るものがあるのではなからうかといふことを考へておるのであります。それは何かといふならば、終戦処理費の減少といふことは、前の大藏省主計局長であつた福田君も、來年度あたりから相當下降するのではないかと、いふことを予測しておられるのであります。これは一体どこに原因があるかといふと、すでに進駐軍の關係の兵舎、あるいは飛行場施設といふようなものが、相當來年度以降においては計画が減少するといふような關係もあります。けれども、もう一つ大きな原因に、進駐軍が軍用として計画をし実施しておつたところの、道路網の整備といふものが、一應停止するのではなからうか。これを日本側の予算に組み入れて、失業対策の上に相當大きく盛り上げて行くことが必要ではないかといふようにわれ／＼は考へる。またその予算の捻出といふものもでき得るので、はなからうかと考へておるのであります。單に電源の開発あるいは道路網の整備といふような抽象的な言葉でなしに、何か政府にはすでに、これは事務当局でありましようけれども、失業対策のプランといふものは、長期計画と

並行してあるのではなからうかといふに考へるのであります。現在そういう点について具体的な構想に至つておらないのであります。

○増田國務大臣 先ほど失業保険のことについて私は言ひ落しましたので申し上げますが、失業保険は御承知の通り今のところ非常に金がかつておる。川崎君はだん／＼増加しておるといふことをおつしやいますけれども、それはその通りでございますが、まだ保險の給付を申し出る者が一万人そこ／＼でございます。二十万人くらいが要求しても金は非常に余つております。三十數億円の金がかつておる。給付總額はまだ一億數千万円しかない次第であります。私はこの第二段の意味を社会政策を持つてはならないと申しましたが、この失業保險はやはり重要な意義を持つておるものでございまして、この第二段の受入れ態勢は、やはりわれ／＼は整備されておるといふことを申し上げたいと思ひます。われ／＼が考へなければならぬことは、給付金の増額あるいは給付範圍の拡張といふことを考へたいと思ひます。それから失業対策についての具体的な方策ありやいなやといふことでございします。この行政整理につきましても、あるいは産業合理化に伴う失業対策につきましても、この議會においては、まだ考へておるという域に入つておらぬといふことを御承知願ひたいと思ひますが、漸々と研究いたして参ります。ことに失業対策につきましても、官民合同の失業対策委員会といふような構想も持つておる次第でございまして、それによつて御承知の通り復興五箇年計画もございしますし、その一環としての失業

対策も出て来ましようし、それから去年は終戦処理費が千億でございましたが、事業費から申しますと一昨年より減つておりました、これは逐年通減の傾向にありますから、これをやはり産業方面に轉換したい。それから貿易関係にも轉換できる。加工品工業、雜貨工業の方面にどしどし今までの物資を轉用できまうと、その方面でも失業群を大量に吸収できまうから、私はそう悲觀してはいないものでございます。

○角田委員長 安平君。

○安平委員 私は総理大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。昨日から川崎君並びにその他の委員諸君から給與の問題につきまして、大蔵大臣その他に質問いたしました、素朴なる御答弁ばかりでさらに要領を得なかつたのであります。公務員法の制定にあたりましては、当然その裏づけとならなければならぬ給與の問題が決定されなければならぬと思ひます。公務員法の施行にあつたつては、公務員諸君の生活安定を期するというのが前提にならなければならぬし、またその裏づけなしに、ただ公務員法を制定するということになりますれば、かつての戦前における治安維持法のような、労働者弾圧法にかつて行くおそれがあるのではないかと、かように考へておるのであります。従ひまして公務員法の施行と給與というものは、これは一体不可分であつて、裏表の関係になつていゝ思ふのであります。従ひまして政府、特に総理大臣は、給與問題を急速に解決するために、給與水準を決定して至急お出しになる意思があるかどうか。またその準備が進められつつあるかどうか。

うか。こういうことをお伺ひしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 お答をいたします。國家公務員法の改正は、しばらく政府側から説明いたしておる通りに、公務員の地位に対する原則をきめるものであります。従つてその原則がきまつた後に、賃金ベースを考へるということが順序ではないかと私は思ふのであります。この点については、人事委員長から、またさらに一層の説明があらましようが、私はそう考へるのであります。改正法案なるものは、まず公務員の地位に関する原則をきめるのであつて、その原則のもとにこの賃金ベースの計算を割出すべきであると私は考へるのであります。また六千三百円のベースについてどう考へるか。これは人事委員会の計算については、いろいろ研究いたすと相當に理由のある話でありまして、政府としても考へなければならぬことだと考へております。すなわち公務員の生活安定のためにも、これだけの金額は必要なりと人事委員会が決定せられたことについては、相當理由があると思ひ、しきりにその人事委員会の決定の理由について政府は考へております。私一個の考へとしては、これは責任者としての大蔵大臣の考へもありましようが、財源が許せば、六千三百円程度の賃金ベースも政府として考へべきではないかと。これはしばしば申しますが、日本の産業復興に影響するところが非常に多いのであつて、公務員の賃金ベースがきまれば、自然民間の賃金ベースもきまつて来ましようし、影響するところが少くありませんから、軽々しく決定できませんが、私一個の考へとしては、

公務員の生活を安定するために必要であるならば、政府は財源を見出して人事委員会の決定の線に沿ふことにしたい。率直に申しますと、私の考へはそういう線にあるのであります。一應お答をいたします。

○中曾根委員 ただいまの総理大臣の答弁に関連して御質問申し上げます。総理大臣はただいま公務員の地位を決定して、しかる後に待遇その他の問題を考へるのである。こう申されました。ところがマッカーサー元帥の書簡の中にこういう文章があります。「さ

らに國家の公益を擁護するために、政府職員に課せられた特別の制限があるという事実は、政府に対して常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わせておる」というのであります。でありますから、この書簡に記してある限り、制限をすると同時に、給與や待遇の面を見てやらなければならぬというこゝを政府に義務づけておる。こういう観点からいたしますと、公務員法の改正と同時に給與や待遇の改善を行わなければならぬ義務が政府にあるのだらうと思ひます。しかるに昨夜総理大臣が行われた本會議の御答弁の内容を見ますと、公務員法の改正をやつて、ただちに解散をやるというようないふ意思が表明されておる。この総理大臣の御意思は、私はマッカーサー元帥の書簡違反であると思へるのであります。その総理大臣の昨夜のお話を伺うと、まず第一に、私がこの間御質問申し上げました政府に單獨解散権ありということが前提にされておると感ずるのであります。この点に關して総理大臣は腹中に決心ができたやうにうか

がうのであります。この憲法の解釈について、総理大臣の考へをまず明確にお伺ひいたしたいことと、第二には、このマッカーサー元帥の書簡に対する政府の義務として、どうしても公務員に対する給與を同時に行わなければならぬと思ふが、この点をお伺ひいたしたいと思ふのであります。第三にはもし政府が、かりに憲法を侵して解散するとならば、參議院の緊急集会でこれをやるつもりか、総理大臣が公務員の待遇を非常に心配して、しかも自分の解釈が正しいとして、參議院の緊急集会でやらせるのかどうか、あるいはそれをおつぱり出してやるのか、そういう三つの点についてお伺ひいたします。

○吉田國務大臣 私のただいま申したのは原則論でありまして、公務員の地位、權利、義務、その主体について公務員法に規定する原則がきまつた後に賃金ベースをきめるということとは、思想の上の考へからでありまして、ゆゑに遅れるとか、遅らせるとか、同時にしなければならぬとかいうことではなくて、まずステータスがきまつて、そのステータスの原則が認められた上でも賃金ベースの計算をするという考へ方が正しいのではないかと私は思ふのであります。しかしながらお話の通り、それから原則がきまつても、いづれにしても賃金ベースはきめなくてはいいか、同時にすべきものであるかということについては、これは抽象論であつて、計算をしていゝ間に、あるいは同時にやるかもしれず、あるいは遅れるかもしれず、これは實際の問題でありまして、考へ方としては計算の思想は、公務員法の改正案によつて

原則が打立てられて、その原則のもとに計算をするというのが、考へ方としては順序ではないかと思ふのであります。それから公務員法の決定とともに、私の昨日の演説にも申しておきましたが、緊急やむを得ざる問題については、第三國會においても提出する考へであると申しておる。すなわち緊急やむを得ざるものの一つには賃金ベースの問題もあるものであります。

それから第三の解散についてどう考へるかという御質問であります。この解散についての考へは今後の問題でありまして、公務員法がどう決定せられるか、どういふ順序をとつて今後否決せられるか、あるいは協議を受けるか、その後において解散という問題があるものであります。まず私はこの間から申す通りに、公務員法を先決していただきたい。その上で解散とか何とかいう問題は自然起る問題であります。まず私の考へてゐるのは、公務員法について御協賛を願ひたいというのであります。解散の問題については今

お答をする時期ではないと思ひます。○安平委員 総理大臣の先ほどのお答の中に、地位をきめるのがまず第一番だ。だから公務員法を先議先決しなければならぬ。かようにお答になつておりますが、こゝういふもの考へ方は、要するに昔の武士は食わねど高楊子というやうな特的な考へ方を含んでゐるのではないかと。こゝういふように私は考へるのであります。昔の武士は食わねど高楊子という考へ方の裏には、やはり花よりだんごという言葉があることを忘れてもらつては困るのであります。従ひまして公務員の生活安

定なしに、ただ法律だけをつくつて、法律によつてだけ公務員を取締らうという考え方は反動的だ、こういうふうには考えないのであります。従いまし

て経済的な生活上の安心なしに、公務員が一片の公務員法という法律だけで、どうして忠実に、能率的に自分の職を全うすることができ得るでありましようか。こういう点につきまして、私は公務員法の審議の進行とともに、当然賃金ベースというものが乗せられて審議され、しかも公務員法の審議が終りますと同時に、賃金も即座に実施できる。こういう運びにならないければならぬにかかわらず、先日から政府側の諸君の御答弁によりまして、一日もすみやかに公務員法だけを決定して、賃金ベースはあとまわしにし、要するに食ひ逃げをして、賃金ベースは公務員法が制定できれば、その法律であつてどうにも断崖してしまふはよろしいのだ。こういう考えがあるから、賃金ベースに対する考え方というものは、非常に不熱心、不誠意な現われ方になると思つてあります。この点で、今吉田総理は人事委員会の六千三百七十四のベースが安当のようなお答

えがあつたのでありますけれども、安当であるとするならば、何ゆゑにその安当なベースに適應するように鋭意一きよはもう十六日になつて、本月一ぱいの会期にしましても、余すところ幾ばくありません。しかも吉田総理は口を開けば解散々々と言つておるのであります。そういう吉田総理の考え方から考えまして、ほんとうに六千三百七十四のベースを認められ、これに対して誠意をもつて財源の捻出を考へておるかどうかといううなこ

とが、はなはだ疑われるのであります。この点について、もう一應誠意ある御答弁をお願いしたいのであります。

○吉田國務大臣 お答えをいたします。私のただいま申したことに、武士は食わねどというようなお話がありましたが、決してそう考へておるわけではないのであります。考へ方の順序としてそうであるべきではないかと思つてあります。同時に、公務員に生活の安定を與えなくともいいというわけではないのであります。むろんなるべくすみやかにそれを安定するため、給與水準をきめるといふ考へであります。私が申したのは、考へ方はそうであるが、實際問題としてはなるべく早く賃金ベースをきめて、そうして予算化して、議会の協賛を経たい、こういうふうに考へております。

○安平委員 今の総理大臣のなるべくはやくきめるといふのは、現実に今も出していなければならぬ時期なんです。にもかかわらず、これが出ていないといふのは不誠意なのだ。総理大臣はたまた口の先では可及的にといふ言葉を使つておられますけれども、腹の中の思想は、やはり武士は食わねど高揚子というやうな考へ方で、労働者の生活の保障なしに法律だけを守れ、こういう考へ方があると思つてあります。従いまして人事委員会の六千三百七十四のベースが安当であるならば、そういう思想、そういう考へ方がもし今できるとするならば、そのことについてその準備がもうなされていなければならぬはずと思つて。従つて今どういう基礎の上に立つて六千三百七十四の賃

金ベースが考へられてゐるか、どういふ構想でなされてゐるか、司令部に対してどういふ働きかけをしてゐるか、こういうことを今すぐわれわれは聞かなければならぬのであります。それを言を左右にして言ひ逃れようとする。そこに私は総理大臣の不誠意がある。公務員に対する考へ方、思想といふものに、非常に断崖的な考へ方があると思つてあります。この点について、もう一應承りたいのであります。

○吉田國務大臣 私の説明について、御信用にならなければそれまでであります。私は誠意をもつて答へつつあるのであつて、言を左右にしてごまかすやうな考へは毛頭ないのであります。

○安平委員 総理大臣の今の興奮されたお答へによりまして、ごまかしてないと言つて、事實によつてごまかしておるのだと、言葉の上ではどうにでも言えるのであります。だが具体的な事實によつてのみわれわれは納得しなければならぬ。われわれのみなならず、一般國民は、具体的な事實によつてのみ納得できるのであります。従つてわれわれは、感情的にあなたを責めておるのでもなんでもありません。従いましても少し誠意あるお答へが望ましいから、かように私は執拗に申し上げておるのであります。

○吉田國務大臣 一應のお答えをいたします。この六千三百七十四ベースの話は、先週末に政府に申し入れられたのであつて、今日はまだ大層目でありまして、事實当局者においては、六千三百七十四ベースの理由について、昨日も夜おそくまで研究をいたしておつたやうなわけであつて、決してなござり

しておるのでも、言を左右にしてごまかしておるのでも、毛頭ないのであります。

○泉山國務大臣 安平さんのお尋ねに對しまして、私から詳細に申し上げたいと思つて、問題は新給與ベース六千三百七十四に對してのまず判定の問題だと思つてあります。新給與ベースは人事委員会におきまして、その計算の基礎は理論生計費によつたものである。かようなことを承つておるのであります。しかしながら政府といひましては、総合的の観点から……

〔総合的の観点は何べんもきつておるに聞いてゐると呼ぶ者あり〕

○角田委員 長 私語を禁じます。

○泉山國務大臣(続) 賃金ベースをきめる場合にも、あるいは生計費の問題であるとか、あるいは平均賃金の問題であるとか、いろいろ考察の点もござります。のみならずたびたび申し上げます通り、國民經濟の全般及び國家財政の許す範囲、諸般の事情を研究いたしました結果、そう早急には結論を得がたいのでございまして、この点につきましては、今日われわれといたしましては熱心に考究しております。かような意味合いから人事委員会との間にしきりに折衝中であるのでございまして、以上をもちましてお答えといたします。

○安平委員 ただいまの大蔵大臣の御答弁の詳細な点については驚き入りました。私らはそういうことを聞こうとは考へておりません。ただ問題は急を要する賃金ベースの予算をいつ出すか、いつ追加予算が組まれるか、そういうことをお聞きしたいので、ただ諸般の情勢をお聞きする必要はありませ

ん。諸般の情勢はあなたにお聞きなれども、よく承知しております。従つていつ組んで、いつどういう形式によつて予算委員会に出されるか。この心組みがなければならぬ。先ほど総理大臣のお答へでは、昨晩も癡すにがんばつて御審議なされたのであります。そういう御答弁をなぜなさらないか。日本の危急存亡に直面して今日、夜寝なくても審議するのは当然である。従つて大蔵大臣の諸般の事情を考慮するならば、何ゆゑに癡すにでも追加予算の提出を具体的になさるようにお努めにならないか、またそれをしておるか、この点を特に伺ひたい。

○泉山國務大臣 安平さんのお尋ねに重ねてお答へ申し上げます。諸般の事情は文字通り諸般でありまして、簡単に結論を見出せるものでないことは、安平さん御自身御了解でございと思つてあります。しつとしてわれわれといひましては、何も徹夜でやる、さういふことをいたさないまでも、そこは政府の責任におきまして有効適切な方途を講じておるのであります。この点につきましては深く御了承を願ひたいと思つてあります。

なにお予算の提出時期につきましては、本新給與ベースにつきましても、算は、きわめて緊急を要するものと認識のもとに、一日もすみやかに提出したい、かやうの考へておりますことを重ねて申し上げます。

○安平委員 どうも大蔵大臣の諸般の事情ばかり聞いておつても仕方ありませんが、私が総理大臣の癡すにやるやうな御熱心をたとえて申し上げたので、癡すでやれと言ふのではございま

せんからその点は御安心願いたいと思
う。大蔵大臣の質問はあとで私また申
し上げますが、総理大臣は時間上の御
都合がありますから、総理大臣にお
尋ねしたいと思いますが、公務員法制
定にあたりまして、総理大臣は、極東
委員会における労働対策としての十六
原則、このうち四、五について、政
治的な活動、團結権、団体交渉権、こ
ういふものが大體規定されておると思
うのであります。この十六原則と現在
の公務員法制定にあたりまして矛盾し
てはいないかということ、この点
をお尋ねしたいと思ふのであります。

間討議がかわされ、その結論が得ら
れたからというふうな文言があるので
あります。この点につきまして政府の
代表者とは一体だれを指しておるの
か。こういう点についてお尋ねしたい
と思ふのであります。

ういう質問に対して、昨夜の演説との
関連で、國家公務員法とその關係法以
外に、特に緊急やむを得ない議案は出
すのだと、そのやむを得ない議案の中
に給與關係のものが入つておると、總
理大臣は御明言になりましたが、それ
は間違いないかどうか、その点をまず
お答え願いたい。

ために召集せられた特別議會でありま
して、まず公務員法の議決をもつて先決
問題——まずきめていただきたいとい
うのが、政府の希望であります。これ
もし公務員法が議決できなかったと
か、あるいは否決されたとかいふよ
うなときにおいて解散という問題が生
ずるのであつて、今日においてはまだ
解散について私の考えはしつかりきめ
ておりません。

法規が成立した後に解散する意思があ
るようにはつきり言つております。こ
の公務員法が本議會で通過成立する
ということは、衆目の見るところ一致
しております。内容は別として、通過せ
しめなければならぬとわれ／＼も考え
ております。それと關係法規との關
係、この關係法規の中には、いろ／＼
な企業體の変更その他の問題もあろ
うと思ふが、さらに重要な問題は追
加予算の問題であらうと私は考えま
す。今中曾根君に対する答弁は、追加
予算も關係法規の中に入つておるとは
つきり総理大臣は言つておられました
が、もう一度重ねて、關係法規の中
に追加予算が入つておるといふこと
の確
認を願いたいということが第一点。

さらに日本との労働組合關係あるいは
經濟關係といふものと、アメリカのそ
ういふものの關係とは、大いに異なつ
ていふ点がたくさんあると思ふので
あります。アメリカの最も最高賃金の制
定を許せるような、そういう資本主義の
繁榮期における國と、日本のように資
源が非常に枯渇して、實際何らかの
形によつて労働者階級の全面的な協
力なしには、今日の日本の再建がはか
れない、特に今日の賃金問題を物價に
比較して見ます場合、戦前の四五%内
外の上昇率しか示していません。こ
ういふ観点における國と國との立場の相
違ひ、こういう点について公務員法制
定に際して、十分御検討し、お考えを
持つたことがあるかどうかということ。
それから第四番目にマツカーサー書
簡の冒頭に政府代表と司令部代表との

間討議がかわされ、その結論が得ら
れたからというふうな文言があるの
であります。この点につきまして政府の
代表者とは一体だれを指しておるの
か。こういう点についてお尋ねしたい
と思ふのであります。

ういう質問に対して、昨夜の演説との
関連で、國家公務員法とその關係法以
外に、特に緊急やむを得ない議案は出
すのだと、そのやむを得ない議案の中
に給與關係のものが入つておると、總
理大臣は御明言になりましたが、それ
は間違いないかどうか、その点をまず
お答え願いたい。

ために召集せられた特別議會でありま
して、まず公務員法の議決をもつて先決
問題——まずきめていただきたいとい
うのが、政府の希望であります。これ
もし公務員法が議決できなかったと
か、あるいは否決されたとかいふよ
うなときにおいて解散という問題が生
ずるのであつて、今日においてはまだ
解散について私の考えはしつかりきめ
ておりません。

法規が成立した後に解散する意思があ
るようにはつきり言つております。こ
の公務員法が本議會で通過成立する
ということは、衆目の見るところ一致
しております。内容は別として、通過せ
しめなければならぬとわれ／＼も考え
ております。それと關係法規との關
係、この關係法規の中には、いろ／＼
な企業體の変更その他の問題もあろ
うと思ふが、さらに重要な問題は追
加予算の問題であらうと私は考えま
す。今中曾根君に対する答弁は、追加
予算も關係法規の中に入つておるとは
つきり総理大臣は言つておられました
が、もう一度重ねて、關係法規の中
に追加予算が入つておるといふこと
の確
認を願いたいということが第一点。

さらに日本との労働組合關係あるいは
經濟關係といふものと、アメリカのそ
ういふものの關係とは、大いに異なつ
ていふ点がたくさんあると思ふので
あります。アメリカの最も最高賃金の制
定を許せるような、そういう資本主義の
繁榮期における國と、日本のように資
源が非常に枯渇して、實際何らかの
形によつて労働者階級の全面的な協
力なしには、今日の日本の再建がはか
れない、特に今日の賃金問題を物價に
比較して見ます場合、戦前の四五%内
外の上昇率しか示していません。こ
ういふ観点における國と國との立場の相
違ひ、こういう点について公務員法制
定に際して、十分御検討し、お考えを
持つたことがあるかどうかということ。
それから第四番目にマツカーサー書
簡の冒頭に政府代表と司令部代表との

間討議がかわされ、その結論が得ら
れたからというふうな文言があるの
であります。この点につきまして政府の
代表者とは一体だれを指しておるの
か。こういう点についてお尋ねしたい
と思ふのであります。

ういう質問に対して、昨夜の演説との
関連で、國家公務員法とその關係法以
外に、特に緊急やむを得ない議案は出
すのだと、そのやむを得ない議案の中
に給與關係のものが入つておると、總
理大臣は御明言になりましたが、それ
は間違いないかどうか、その点をまず
お答え願いたい。

ために召集せられた特別議會でありま
して、まず公務員法の議決をもつて先決
問題——まずきめていただきたいとい
うのが、政府の希望であります。これ
もし公務員法が議決できなかったと
か、あるいは否決されたとかいふよ
うなときにおいて解散という問題が生
ずるのであつて、今日においてはまだ
解散について私の考えはしつかりきめ
ておりません。

法規が成立した後に解散する意思があ
るようにはつきり言つております。こ
の公務員法が本議會で通過成立する
ということは、衆目の見るところ一致
しております。内容は別として、通過せ
しめなければならぬとわれ／＼も考え
ております。それと關係法規との關
係、この關係法規の中には、いろ／＼
な企業體の変更その他の問題もあろ
うと思ふが、さらに重要な問題は追
加予算の問題であらうと私は考えま
す。今中曾根君に対する答弁は、追加
予算も關係法規の中に入つておるとは
つきり総理大臣は言つておられました
が、もう一度重ねて、關係法規の中
に追加予算が入つておるといふこと
の確
認を願いたいということが第一点。

さらに日本との労働組合關係あるいは
經濟關係といふものと、アメリカのそ
ういふものの關係とは、大いに異なつ
ていふ点がたくさんあると思ふので
あります。アメリカの最も最高賃金の制
定を許せるような、そういう資本主義の
繁榮期における國と、日本のように資
源が非常に枯渇して、實際何らかの
形によつて労働者階級の全面的な協
力なしには、今日の日本の再建がはか
れない、特に今日の賃金問題を物價に
比較して見ます場合、戦前の四五%内
外の上昇率しか示していません。こ
ういふ観点における國と國との立場の相
違ひ、こういう点について公務員法制
定に際して、十分御検討し、お考えを
持つたことがあるかどうかということ。
それから第四番目にマツカーサー書
簡の冒頭に政府代表と司令部代表との

間討議がかわされ、その結論が得ら
れたからというふうな文言があるの
であります。この点につきまして政府の
代表者とは一体だれを指しておるの
か。こういう点についてお尋ねしたい
と思ふのであります。

ういう質問に対して、昨夜の演説との
関連で、國家公務員法とその關係法以
外に、特に緊急やむを得ない議案は出
すのだと、そのやむを得ない議案の中
に給與關係のものが入つておると、總
理大臣は御明言になりましたが、それ
は間違いないかどうか、その点をまず
お答え願いたい。

ために召集せられた特別議會でありま
して、まず公務員法の議決をもつて先決
問題——まずきめていただきたいとい
うのが、政府の希望であります。これ
もし公務員法が議決できなかったと
か、あるいは否決されたとかいふよ
うなときにおいて解散という問題が生
ずるのであつて、今日においてはまだ
解散について私の考えはしつかりきめ
ておりません。

法規が成立した後に解散する意思があ
るようにはつきり言つております。こ
の公務員法が本議會で通過成立する
ということは、衆目の見るところ一致
しております。内容は別として、通過せ
しめなければならぬとわれ／＼も考え
ております。それと關係法規との關
係、この關係法規の中には、いろ／＼
な企業體の変更その他の問題もあろ
うと思ふが、さらに重要な問題は追
加予算の問題であらうと私は考えま
す。今中曾根君に対する答弁は、追加
予算も關係法規の中に入つておるとは
つきり総理大臣は言つておられました
が、もう一度重ねて、關係法規の中
に追加予算が入つておるといふこと
の確
認を願いたいということが第一点。

さらに日本との労働組合關係あるいは
經濟關係といふものと、アメリカのそ
ういふものの關係とは、大いに異なつ
ていふ点がたくさんあると思ふので
あります。アメリカの最も最高賃金の制
定を許せるような、そういう資本主義の
繁榮期における國と、日本のように資
源が非常に枯渇して、實際何らかの
形によつて労働者階級の全面的な協
力なしには、今日の日本の再建がはか
れない、特に今日の賃金問題を物價に
比較して見ます場合、戦前の四五%内
外の上昇率しか示していません。こ
ういふ観点における國と國との立場の相
違ひ、こういう点について公務員法制
定に際して、十分御検討し、お考えを
持つたことがあるかどうかということ。
それから第四番目にマツカーサー書
簡の冒頭に政府代表と司令部代表との

間討議がかわされ、その結論が得ら
れたからというふうな文言があるの
であります。この点につきまして政府の
代表者とは一体だれを指しておるの
か。こういう点についてお尋ねしたい
と思ふのであります。

ういう質問に対して、昨夜の演説との
関連で、國家公務員法とその關係法以
外に、特に緊急やむを得ない議案は出
すのだと、そのやむを得ない議案の中
に給與關係のものが入つておると、總
理大臣は御明言になりましたが、それ
は間違いないかどうか、その点をまず
お答え願いたい。

ために召集せられた特別議會でありま
して、まず公務員法の議決をもつて先決
問題——まずきめていただきたいとい
うのが、政府の希望であります。これ
もし公務員法が議決できなかったと
か、あるいは否決されたとかいふよ
うなときにおいて解散という問題が生
ずるのであつて、今日においてはまだ
解散について私の考えはしつかりきめ
ておりません。

法規が成立した後に解散する意思があ
るようにはつきり言つております。こ
の公務員法が本議會で通過成立する
ということは、衆目の見るところ一致
しております。内容は別として、通過せ
しめなければならぬとわれ／＼も考え
ております。それと關係法規との關
係、この關係法規の中には、いろ／＼
な企業體の変更その他の問題もあろ
うと思ふが、さらに重要な問題は追
加予算の問題であらうと私は考えま
す。今中曾根君に対する答弁は、追加
予算も關係法規の中に入つておるとは
つきり総理大臣は言つておられました
が、もう一度重ねて、關係法規の中
に追加予算が入つておるといふこと
の確
認を願いたいということが第一点。

て、この法案の審議の結論を得たいという熱意をもっております。それでありますがゆえに、この法案の成立は言うまでもなく、一方にはいろいろの問題があります。一方には必ず二百何十万の公務員の待遇問題については、ベストを盡すということが明確にうたわれておるわけでありまして、その点について再確認をする意味において総理大臣の答えを願いたい。

さらに追加予算を一体いつ出すかという内容につきまして、私は昨日重ねて大蔵大臣に、少くとも二十日までに出してもらわなければ、会期中に審議できないと言いましたら、それに対して時間的に明言することができないという大蔵大臣の答弁がありました。私は二十日までに追加予算案が出なければ、本会期中に審議ができないという観点から、さらに総理大臣にこの点を承つておきたいと思ひます。しかも私は昨日も申し上げましたように、この追加予算の内容につきましては、官公労は七千三百円と言つており、社会党は六千六百円と言つております。人事委員会は六千三百円、政府、大蔵当局の発表によりますと、五千三百円が妥当ではないかという案を言つております。こうした内容につきましては私はいろいろの意見があると思ひます。インフレの進行の問題、物價との関係、その他全体の財政経済の見地から、いろいろの角度があると思ひますから、その内容を一々論議をするというところは今時期ではありませぬが、追加予算の内容を、政府は政府の自信の上に立つたところの内容を立ててもらいたい。と言ひますことは、給料を一万四貫つたからといって、必ずしも

生活の安定にはならぬと私は考へております。むしろ國民生活を確保するためには、いろいろの生活必需品を確保してやるというところの、政府の施策が相伴わなければならぬと私は考へます。ただ単に賃金ベースを上げることによつて安定するとは考へておりません。そういう観点からインフレ、物價、その他の点等を考へ合せまして、政府は政府の自信の上に立つた追加予算案を、至急に出すということが先決問題であろうと私は考へます。その意味におきまして政府はいろいろの角度から検討して日を費すことになるかと、会期的に審議する期間があるまいかと、ほんとうに妥協的な結論は、國會が審議いたしまして、いろいろの財源と相にらみ合せまして、最終的にわれわれは決定したいと思ひますから、政府は政府の自信の上に立つたところの追加予算案を、一日も早く出していただきたいと私は熱望いたします。その意味においても一度総理大臣の明確な答弁を、この席上で承つておきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 答へいたします。私の言ふ公務員法及び関係法規云々と申すのは、ただいま調べましたところでは、公務員法改正法案のほかに、公共企業体労働法とか、あるいは専賣公社法案というような、五つの法案と私は記憶いたしておりますが、関係法規はそれだけであつて、賃金ベースに関する予算は、緊急やむをえない案件の中に含まれておるのであります。それからこの公務員法が通るか通らないかというところは、少数内閣として、これは多数党の諸君の決定によるところであつて、これはわれわれの保

証できないところであります。一に諸君がいかに審議せられるか、諸君の審議を待つてわれわれは考へるところであります。

○前田（種）委員 今の総理大臣の答弁を聞いておきますと、中曾根君に対する答弁とギャップがあります。ギャップでなくして二枚舌であるとは私は言ひたいのであります。中曾根君の質問に對しましては、はつきり関係法規の中には追加予算も含まれておるといふことを明言されております。速記の上にはつきりしております。これは二枚舌です。今の答弁はこれが除外されておるやうな答弁を総理大臣はしておるのであります。緊急やむを得ないところの措置だと総理大臣は逃げております。その点は本席上ではつきり言つたところの総理大臣の言明が二つになつておるから重大な問題だと考へます。この重大な問題に對して、私は重ねて総理大臣の言明を追ひます。

○吉田國務大臣 答へをいたします。いわゆる予算案は議案であつて、法律案ではないのであります。私の申す関係法規と申すのは、ただいま申し上げた公共企業体労働法とかいうようなものであつて、給與の問題は緊急やむをえざる議案の中に含まれておるのであります。その意味合いであります。

○前田（種）委員 議案であつてもよろしい。それならばこの会期中に緊急やむを得ないところの議案として、公務員法と並行して、本議会中に終了するように提案するかどうかという点を、明確に総理大臣からも一度承つておきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 これは、同じことを繰り返すやうであります。希望とい

たしてなるべく早く出したと思うのであります。もしまたこれが伴わなければ議決ができないとしたら、それはあなたの方の御自由であります。

○前田（種）委員 今の総理大臣の答弁は希望としてということでありまして、私はこれは原則論のときにも申し上げましたように、公務員法の改正と待遇問題は不可分の問題であります。表裏一体のものであります。これは明確なるものでありますから、当然会期中に出さなければならぬ。いかうにするかということとは、國會の責任においてやるということは当然でありますから、これはあくまでも希望でなくして、必ず出すという明言を今日承らなければならぬと思ひます。もう一度この点について回答願ひます。

○吉田國務大臣 先ほど申す通り、なるべく出すという以上申し上げられませんが、できないれば諸君が公務員法を否決せられればいいのであります。

○前田（種）委員 今の総理大臣の言は、暴言だと思ひます。本議会の使命は公務員法の改正が主たる問題であります。この公務員法の改正の中には待遇問題が含まれておるといふことが、マツカーサー書簡の中に十分繰返されておるわけでありまして、この表裏一体不可分のものを、なるべくという程度でよくというところはけしからぬと思ひます。それについて議會が否決するならば否決してもよいというやうな言ひ方は、総理大臣として不体面の言明をしたと同然だと考へますから、この言明は取消していただきたいと考へます。

○中曾根委員 ただいま総理大臣の御答弁の中に、なるべく出すとか、希望するとかという言葉がありますが、私

に御答弁になりました発言の内容において、議案として出しますということをやつておられた。希望とか、なるべくという言葉はなかつた。私に言つたことはうそであるかどうか。この点を総理大臣に伺ひます。

○吉田國務大臣 私はうそを言つたつもりはありません。今申す通りなるべく――これはしばしば説明いたすやうでありますけれども、予算案としていろいろの観点から交渉する方面もたくさんありますし、いついつか出すという期限はつけにくいのであります。ゆえになるべく早く出すということ以上に申すことはできない。

○角田委員 ただいま労働大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○増田國務大臣 中曾根君の御質問に對する首相の答へ、それから前田君に對する首相の答へに對して私の所見を申し上げます。それは先ほど首相が六千三百七円の給與水準について、首相としては慎重に考慮されて、なるべく早くこれを實現したいということとは、本台同審査会における重大発言であり、非常に意義のあるものだと思ひます。これは中曾根君もよく御了承願ひたい。これは非常な一つの收穫ではないかと感ずる次第であります。それから緊急やむを得ざる議案という中にはいつてゐるということとは、中曾根議員の質問に對して首相も明確にお答へしておりますから、前田議員もどうかどういふことは言わず、あたりまえのことであつておわかりと思ひます。それから、その点は御了承願ひます。明確な意思表示をしてゐると私は思つております。

○前田(種)委員 さつき総理大臣が、議会で多数で否決するとか、そんなら勝手にしたらよいと言われた言辭は暴言だと私は思います。政府のしかも総理大臣としては、少数党であろうと、議事に何分の協力を願うという言い方をすべきだと考えます。総理大臣の御発言をもう一度望みます。

○吉田國務大臣 私の今言つたのが諸君の感情に触れたならば喜んで取消します。しかしながら私の考えは、なるべく公務員の賃金ベースは各方面の關係をつけて早目に出したい、この意味であつて、もし今の否決云々のことがお氣に障つたならば取消します。

○中曾根委員 総理大臣にお尋ねいたします。総理大臣は私の先刻の質問に對して、緊急やむを得ない議案の中に、追加予算の問題は入つてゐると明言された。ところが後の返事では希望としてとか、あるいはなるべく早くとか、こういうような飾り文句が入つておつた。私はその点はまだ釈然としないが、緊急議案として出すのか、出さないのか。私に答えた答弁がうそであつたのかあるいはほんとうであつたのか。その点だけを明確に伺いた

○吉田國務大臣 うそでもほんとうでもないであります。今私の言うのは、緊急やむを得ざる議案の中に予算案を含めて提出したい。いつということは、いろいろと各方面の事情もありまゝから、いついつかということとは申し上げられないのであります。

○中曾根委員 今総理大臣の御答弁によりまゝと、緊急議案として追加予算を出したいと御答弁になつておる。ところが先ほど私に申された言葉は出し

ますという言葉なのであります。出すという言葉と出したという希望の意見とはつきり違ふのです。その点どちらが正しいのか。前に言われたことはうそであるかどうか。これを私はお聞きしたい。

○吉田國務大臣 私の言うのは出したという事です。はつきり申し上げ

○中曾根委員 そうしますと、先ほど私に申されましたのはうそでありますか。

○吉田國務大臣 あなたに申したことはその意味で申したつもりでおります。

○中曾根委員 これはふしぎなことを承るのでありますが、出したということと出しますということが同じであるという事は私は了解できない。一國の総理大臣が日本語を知らぬ。あるいは何人にもわけのわからぬことを、この重大な委員会において発言しておられるということ、私は軽々に許すべき問題ではないと思ひます。私は日本語の權威にかけて、日本語國民の名稱にかけて、私に對する御答弁が間違ひであつたならば、間違つていましたと、あつさりかぶとを脱いでいたゞきたい。これは日本語の名稱にかけて私は申し上げます。

○吉田國務大臣 私の申したのは、ただいま申した通り出したというのが日本語であります。日本語の權威はどうか知りませんが、私の考えはそうであります。もし前に申したことが間違ひでありましたならば取消します。

○安平委員 総理大臣に前の極東委員會の問題についての後を御質問したいのでありますが、先ほど総理大臣から、極東委員會の決定は参考にするのだ、従つてその優先はマコ司令官の書簡もしくは命令にあるのだというようなお答えがあつたように記憶しておりますが、私が極東委員會の決定が優先するという理由は、マツカーサー司令官の命令なり勅告なりは、少くとも極東委員會において決定し、それが正式の効力を発する、こういうことになつておりまして、たゞ、極東委員會において意見の相違した場合に、アメリカの意見がこれを決定するという文句が中にあると記憶しておりますが、それは極東委員會において議論されて、そしてその問題が意見不一致の場合にのみ、アメリカの意見としてマツカーサー司令官の意見が優先する、こういうふうには私は解釈しております。特にシーボルト議長におきまして、マツカーサー書簡に對する解釈に、非常に疑義があるというやうなことが新聞に出されたことも記憶しております。このういふ点で、総理大臣の考へ方が間違つてゐるのではないかと、私はかうに考へておりますが、この点についてのお答えを願つておきます。

○吉田國務大臣 先ほど申した通り、私の意見は、日本政府としてはマツカーサー書簡が第一に勘案せらるべきものであつて、もし極東委員會の意見によつて、勅告案がマツカーサー書簡が変更せられた場合においては、日本政府としては服従する義務はありますが、しかしながら極東委員會における言論だけでは、日本政府の義務はただちに生じないものである、こう考へます。

○高橋(順)委員 吉田総理は、組閣早々官界綱紀の肅正ということをお唱へになりました。私もその言葉には同感なものでありますが、ただこれは、その手段方法として、偽贈や庄迫をもつて解決すべき問題ではないと思ふのであります。問題はその原因を探究してこれを除去するということを考えなければならぬのであります。私の見解をもつてすれば、現在の日本官界の紊亂の原因というものは、一般政府職員の問題から來ておると思ふのであります。ほかにも原因はあると思ひますけれども、おもなる原因はこれであると思ふておるのであります。そういたしますと、いわゆる官界肅正のためには、やはり公務員の給與の問題を眞剣に考えなければなりません。その点について、私はこの公務員法改正案によつて、政府職員の正しい主張の道を封じ、その口を閉して、そして給與の問題が解決されるというこゝにならぬと、かゝつて官界肅正を志しておられるが、その結果は逆なことになることを非常に恐れるのであります。その点においてまず首相は、第一に政府職員的生活問題が、すなわち給與の問題が、官界紊亂の原因になつてゐるというこゝをお認めになるかどうか。そしてその原因を除去するために、最善の方法を講じようとするかどうかという点について、お伺ひしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 御質問はごもつともであります。官界の腐敗が給與の問題だけに限るか限らないかは別として、たしかに給與の問題が一つの原因であると思ひます。ゆゑに私は六千三百円ベースといへども、財源が許す限り

司令部に交渉する場合には、その機関が政府の代表者であります。御質問の場合においては、人事委員長が政府の代表者であります。

○高橋(順)委員 ただ一点あとお尋ねいたします。この公務員法改正法案によりますと、この法律は公布の日から施行する、こういうふうになつておるのであります。が、もしも政府職員に対する新給與の問題が解決つかなければ、この法律の施行をそれまで待つた方が当相であるというような御意見はお持ちにならないかどうか、そこをお伺いしたいのであります。

○吉田國務大臣 その御質問に対してお答えいたします。なるべく早く給與はきめたいと思つておりますが、しかしながら同時になければならぬとかいうふうな窮屈には考えられない問題であることは、今まで再度御説明いたしましたところがあります。

○角田委員長 これで休憩いたしました。午後一時半から再開いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時三十一分開議

○角田委員長 休憩前に引き続き開会いたします。

本日はこの程度で散会いたします。次回は公報をもつて御通知いたします。

午後二時三十二分散会